

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律
の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る既存住宅の取得後の居住の用に供する期限等の特例等について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の改正に伴う所要の整備を行うこととする。(第4条、第4条の2関係)
- 2 新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を1年延長することとする。(第8条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この政令は、令和4年4月1日から施行することとする。(附則関係)